

第167回

山形県社会教育委員の会議

- ◇ 期 日：平成25年1月16日(水)
- ◇ 時 間：10:00～12:00
- ◇ 場 所：山形県生涯学習センター
特別会議室

次 第

1 開 会

2 山形県教育委員会挨拶

3 座長選出

4 議 事

(1) 平成24年度社会教育事業の実績について

(2) 第4次山形県生涯学習振興計画(案)について

(3) 平成25年度社会教育・生涯学習振興行政の推進にあたって

(4) 平成24年度社会教育関係団体補助金について

(5) その他

5 連 絡

6 閉 会

山形県社会教育委員

任期：平成24年5月21日～平成26年5月20日

	氏名	役職	出欠	備考
1	あべ かずひさ 阿部 和久	山形県高等学校長会（山形県立山形西高等学校長）	出席	
2	あんどう こうき 安藤 耕己	山形大学地域教育文化学部 地域教育文化学科准教授	出席	
3	いわさわ ちか 岩沢 ちか	ボランティアグループトライあぐる事務局 小国町放課後子どもプランコーディネーター	出席	
4	えんどう まさあき 遠藤 正明	前山形県PTA連合会会長、元全国PTA連合会副会長	出席	
5	おちあい ようこ 落合 陽子	庄内町立余目第一小学校 学校支援地域本部事業コーディネーター	出席	
6	かたぎり みちこ 片桐 理子	山形県連合小学校長会（山形市立宮浦小学校長）	出席	
7	かとう まちこ 加藤真知子	山形県幼児共育アドバイザー、元若草幼稚園教頭	欠席	
8	かなざわ かずこ 金澤 和子	(財)山形県生涯学習文化財団山形県男女共同参画アドバイザー	出席	
9	こした けいすけ 小下 圭介	青年サークルHOPE会員 南陽市青年教育推進事業実行委員会事務局長	出席	
10	さいとう あきら 齋藤 彰	最上地区生涯教育推進協議会副会長、前新庄市民プラザ館長	出席	
11	さいとう かずや 齋藤 一彌	山形県中学校長会（山形市立第四中学校長）	出席	
12	ますだ ただお 舛田 忠雄	山形県社会教育協議会会長、山形大学地域教育文化学部名誉教授	出席	
13	やまぐち やすお 山口 康夫	長井市社会教育委員長、元県青年の家所長	出席	
14	やまもと かずはる 山本 和春	山形新聞社論説委員長	出席	
15	よこやま ちえこ 横山智恵子	山形県家庭教育アドバイザー、新庄市文化団体会議事務局長	出席	

(五十音順 敬称略)

県教育庁 事務局職員

1	教 育 次 長		村上幸太郎
2	生涯学習振興課	課 長	佐藤 寛稔
3	〃	課 長 補 佐	土屋 淳二
4	〃	課長補佐（生涯学習担当）	伊藤 吉樹
5	〃	社会教育専門員	佐竹 伸一
6	〃	生涯学習主査	逸見 忍
7	〃	社会教育主査	阿部 浩明
8	〃	社会教育主査	酒井 孝
9	〃	社会教育施設主査	鈴木 修一
10	〃	経理主査	大場 知恵
11	〃	主 査	佐藤 紀之
12	〃	主 査	菅原 佳代
13	〃	主 事	高橋 勝人

議 事

4 (1) 平成24年度社会教育事業の実績について
(資料1・補助資料1)

4 (2) 第4次山形県生涯学習振興計画(案)
について (資料2、3)

4 (3) 平成25年度社会教育・生涯学習振興行政の推進にあたって

4 (4) 平成25年度社会教育関係団体補助金について(案)

補助金交付先団体及び補助金交付限度額

事業費補助金

補助金交付先団体名	補助金交付限度額
山形県婦人連盟	84,000
山形県PTA連合会	46,000
山形県高等学校PTA連合会	27,000
山形県特別支援学校PTA連合会	37,000
山形県社会教育連絡協議会	110,000
ボーイスカウト山形県連盟	42,000
計	346,000

4 (5) その他

社会教育法(抜粋) (昭和24年6月10日法令第207号)

第3章 社会教育関係団体

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科大臣が審議会等(略)で政令で定めるものの、地方公共団体においては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

山形県社会教育委員条例 (昭和24年11月10日条例第68号)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条により、山形県教育委員会(以下教育委員会という。)に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員の定数は20人以内とする。

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

第5条 委員の会議は、教育長が招集する。